

平成19年11月5日

経済産業省

商務情報政策局情報処理振興課 御中

日本CIW普及育成協議会（JACC）
（プロソフトトレーニングジャパン株式会社）

意見書

平素より弊協議会の活動に対しご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験におきましては、構造改革特別区域（特区）制度に基づき「認定講座を修了した者に対して午前試験を免除する」特例が認められております。

先ごろ、新試験へ改革していく方針が示されましたが、これを踏まえ、この特例の扱いについても一定の措置が講じられていくことが示されているところでございます。

当件に対するこれまでの御課のお取り組みには、敬意を表するものでありますが、弊協議会としましては、修了認定に係る試験問題の提供者として、その社会的使命に沿い僅かばかりながらもこの特例において責務を果たして参りましたとの認識から、今後、この特例に対して講じられる一定の措置について、下記の通り意見を表明させて頂く次第でございます。

何卒、ご高配下さいますよう、謹んで御願い申し上げます。

= 記 =

（１）新試験制度下における特例措置の創設

新試験制度下においても、一定の試験免除に係る制度が創設されるべきである。

特に、新しい基本情報技術者試験においては、これまで特区において活用されている午前試験免除の特例の趣旨を最大限引き継ぐ形での午前試験免除の制度とすべきである。

（２）特区制度における試験問題審査結果の確認

弊協議会として、これまでも試験問題の審査を始め、特区制度の円滑な運営・維持における責務において一定の負担をしてきたものである。

これまで経済産業省告示に基づき実施されてきた特区における民間資格試験並びに

修了試験の問題審査の結果については、新試験制度において創設されるべき試験免除の制度においても、引き続き有効なるものと扱われるべきである。

新試験制度への移行をもって、現行の特例措置が一切認められなくなる、といったような事態は、これまでこの特例制度を活用してIT人材の育成に真摯に努めてきた民間事業者には混乱をもたらすことから、断固として避けるべきである。

仮に、新試験制度に一切の試験免除制度が受け継がれない場合、これによって民間事業者が被る不利益については、これが国側の一方的な政策変更に起因するものであることから、国の責務において必要な措置を講じるべきである。

(3) 当意見書によって意見を表明する理由

本年7月20日による経済産業省産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループ(WG)からの最終報告書¹、続く9月7日付の独立行政法人情報処理推進機構(IPA)情報処理技術者試験センター(JITEC)発表の新試験案に関する中間報告²、そして、御課並びに内閣府構造改革特区担当室の連名によって9月14日に出された特区計画の申請受付停止に係る通知³を受け、民間資格試験CIWを利用して当特例を利用する教育機関や各種団体からも、弊協議会に対して様々な意見が寄せられたところである。

しかしながら、これらの報告書や通知を読み得る限り、現行の試験免除の特例措置が新試験制度の下においてどのように引き継がれていくのか、という点については非常に曖昧かつ不明瞭なものであった。

弊協議会に寄せられた意見についての大半が、「この特例を引き継ぐ形で新試験制度下においても何らかの制度上の措置を講じるべきであり、この点、明確に表明されたい」とのものであったことから、この度、弊協議会として率先的に意見をとりまとめ、今回の意見書提出に至った次第である。

1...「高度IT人材の育成をめざして」(<http://www.meti.go.jp/press/20070720006/20070720006.html>)

2...「情報処理技術者試験 新試験制度の手引(案)」(<http://www.ipa.go.jp/about/press/20070907.html>)

3...「新試験制度実施に伴う「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」に係る特区計画の新規認定申請の受付等について」(通知)(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/070918/070918tuti.pdf>)

現在検討中である新試験制度の下においても、特例の趣旨を最大限に引き継ぐ形での試験免除の制度を講じるべきであると考え、ここに意見を申し述べるものである。

以上